

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置の状況

市保有財産の管理及び過年度包括外部監査に対する措置対応状況について

対応区分 「措置済」 措置が完了したものの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの  
 「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの  
 「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等措置を講じないことを決定したものの

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署（所管課）	対応区分	措置状況・理由
6	指摘事項1	第2章 監査対象の概要 2. 市有財産の概要 ＜有価証券の評価額について＞	倉敷ファッションセンター㈱について、減資の割合に応じて、帳簿価額を減額しているが、この減資は無償減資によるものであり、「財産に関する調書」においては帳簿価額を減額する必要はない。	公有財産活用室	措置済	令和2年度の決算書における「財産に関する調書」の帳簿価格を減額前の金額に修正しました。
21	指摘事項2	第2章 監査対象の概要 6. 基金の概要 ＜「財産に関する調書」の基金残高について＞	財産である基金は出納整理期間がないため、決算書における「財産に関する調書」は3月末の基金の残高を記載すべきである。また、支出負担行為により、出納整理期間中の積立、取崩は可能であることから、3月末と5月末の残高の不一致の理由を記載することが考えられる。	出納室	措置済	令和2年度の決算書における「財産に関する調書」は3月末の基金の残高を記載し、出納整理期間中の積立、取崩があった場合には5月末の残高についても記載しました。
38	指摘事項3	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 1. 二重計上により公有財産管理台帳システムから削除すべき固定資産 ＜二重計上の固定資産について＞	倉敷市立市民病院事業会計、倉敷市モーターボート競走事業会計と二重計上となっている一般会計の固定資産については、公有財産管理台帳システムから削除すべきである。	公有財産活用室	措置済	令和3年12月反映分より令和2年度異動分として公有財産管理台帳システムから削除します。
39	指摘事項4	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 2. 登記されている事実が確認できない等、公有財産管理台帳システムから削除すべき固定資産 ＜登記されている事実が確認できない固定資産について＞	登記されている事実が確認できず、現地の実態が市の財産として利用されていないものが明らかなものについては、公有財産管理台帳システムから削除すべきである。	公有財産活用室	措置済	令和3年12月反映分より令和2年度異動分として公有財産管理台帳システムから削除します。
40	指摘事項5	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 3. 除却処理が漏れており、公有財産管理台帳システムから削除すべき固定資産 ＜払下げ済みの固定資産について＞	払下げ済みの不動産は、適切に除却処理を行い、公有財産管理台帳システムから削除すべきである。	公有財産活用室	措置済	令和3年12月反映分より令和2年度異動分として公有財産管理台帳システムから削除します。
43	指摘事項6	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 4. 施設名称・所管部署・分類などを変更すべき固定資産 ＜所管部署・分類等について＞	所管部署・分類等が実態と異なるものは、所管部署において更正の手続きを行い、公有財産管理台帳システムを修正すべきである。	公有財産活用室・茶屋町支所・環境施設室・教育施設課	対応中	指摘のあった固定資産のうち、 ①については、施設名称の変更手続きが完了しました。 ②については、名称・所管課の変更手続きが完了しました。 ③については、施設名称を「山林」に修正します。 ④については、平成22年に公園として整備されましたので、所管部署を児島支所建設課に変更手続きが完了しました。 ⑤、⑦～⑩及び⑫～⑭については、所管部署への編入手続きが完了しました。 ⑥、⑪、⑮及び⑯については、経緯を調査するとともに、各担当部署と編入について協議を行っています。
45	指摘事項7	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 5. 貸付を行っている固定資産 ＜難視聴解消アンテナの設置のための敷地の貸付について＞	貸付の目的とされた難視聴解消アンテナが存在していないことから、テレビ共聴組合との敷地の無償貸付契約を解除する必要がある。	公有財産活用室	措置済	令和3年6月に契約を解除しました。
46	指摘事項8	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 5. 貸付を行っている固定資産 ＜商店街利用者のための駐車場の取扱いについて＞	市は、商店街利用者のための駐車場について、本不動産（玉島中央町3丁目）を除き有償による貸付を行っており、取扱いに一貫性がない。商店街が公共の団体に該当するか否か、利用者のための駐車場の利用は公共用に該当するか否かを明確にする必要がある。	公有財産活用室	対応中	地元に利用状況等を確認し、公共用に該当するか検討中です。
46	指摘事項9	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 5. 貸付を行っている固定資産 ＜契約の相手方について＞	無償貸付契約の相手方について、契約書上は町内会であるが、利用実態を踏まえると商店街振興組合である。したがって、町内会との契約を解除し、商店街振興組合と協議のうえ契約する必要がある。	公有財産活用室	対応中	地元に利用状況等を確認中です。
56	指摘事項11	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 6. その他（1.～5.に属さない個別の固定資産） ＜旧安江住宅跡地の管理、不動産の売却について＞	市有地に隣接する住民に、市所有の土地であることを説明し、境界線を設けるなどの処置を行い、私的利用されないようにしなければならない。そのうえで、売却するなどの今後の活用方針を決定すべきである。また、不動産を処分する際は、市による将来の利活用の可能性及び管理コストを考慮し、狭小地や不整形地の発生を可能な限り抑制する検討が必要である。	住宅課	対応中	市有地に隣接する住民に対して、市所有の土地であることを説明しているところ。また、市所有の土地であることを外部に明示するために、その旨を記載した看板を設置しました。 今後につきましては、境界を確定させた上で、境界線を設けるなどの必要な処置を行い、将来の利活用の可能性及び管理コストを考慮して、売却等も含め、今後の活用方針を決定いたします。 また、不動産を処分する際には、狭小地や不整形地の発生を可能な限り抑制するよう検討します。
57	指摘事項12	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 6. その他（1.～5.に属さない個別の固定資産） ＜玉島道口の土地について＞	市有地ではないため、公有財産管理台帳システムから削除すべきである。	公有財産活用室	措置済	令和3年12月反映分より令和2年度異動分として公有財産管理台帳システムから削除します。
59	指摘事項13	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 6. その他（1.～5.に属さない個別の固定資産） ＜玉島中央町1丁目の土地の有償貸付について＞	本不動産は一筆が広範囲に渡ることから、境界確認や地籍調査事業等により、占有されている面積が確定したのから順次有償貸付交渉を行うべきである。	公有財産活用室	対応中	交渉を行う前提として、占有されている面積を確定する必要がありますが、埋立地であり一筆が広範囲に渡ることから、個別に境界確認依頼があった場合や地籍調査事業等により占有面積が確定したのから順次交渉を行ってまいります。
101	指摘事項15	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 8. 平成20年度包括外部監査において、意見の対象となった固定資産 ＜中庄、三田の土地について＞	現在の状況となった経緯を早急に明らかにするとともに、施設所有者に本不動産は市所有財産である旨通知し、売却、有償貸付等を実施すべきである。	公有財産活用室	対応中	過去の交渉記録、経緯等を調査中です。
104	指摘事項16	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-1. 土地、建物、山林 9. 公有財産管理台帳システムについて ＜不動産の棚卸の実施について＞	定期的に不動産の棚卸を行うべきである。特に、公有財産管理台帳システム稼働当初のデータに不正確なものが多くみられたことから、それらについて早期に棚卸を行う必要がある。その他のものについても、所管部署ごとの管理資産の状況に応じて、業務負担を考慮して一定の年数ごとに行うことやローテーションにより実施することも検討すべきである。その際、公有財産管理台帳システムのデータと各所管部署の管理資料等の双方を照合して整合を図る必要がある。	公有財産活用室	措置済	令和2年度異動分を令和3年12月に公有財産管理台帳システムに反映した後、令和3年度中に棚卸を実施します。
106	指摘事項17	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-2. 物権 1. 地上権 ＜分収造林契約書について＞	保管されていない新見市成高下の地上権に関する分収造林契約書について、地権者と協議のうえ再作成する必要がある。また、第三者への対抗要件を具備するため、地上権の登記を行う必要がある。	農林水産課	対応中	契約書・地上権登記について、地権者と協議中です。
106	指摘事項18	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-2. 物権 1. 地上権 ＜地上権の記載内容の修正及び追加について＞	「財産に関する調書」の地上権の記載内容のうち、面積について、契約書等に基づき正しい数値に修正する必要がある。また、「財産に関する調書」の記載が漏れている新見市大佐小阪部宇大佐権現迫の地上権について、追加して記載する必要がある。	公有財産活用室	措置済	令和2年度決算書における「財産に関する調書」の地上権の記載について正しい面積に修正するとともに、新見市大佐小阪部宇大佐権現迫の地上権を追加しました。
107	指摘事項19	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-2. 物権 2. 地役権 ＜地役権の登記について＞	第三者へ対抗するため、地役権設定をした際は、地役権設定登記を行うべきである。	住宅課	措置済	今後、地役権を設定した際には、第三者へ対抗するため、地役権設定登記を行います。

令和2年度包括外部監査結果に基づく措置の状況  
市保有財産の管理及び過年度包括外部監査に対する措置対応状況について

対応区分 「措置済」 措置が完了したもの又は具体的な対応方針・内容が決定しているもの  
「対応中」 具体的な対応方針・内容について検討中であるもの  
「不措置」 措置する必要がなくなったもの、合理的な理由により対応しないもの、市としては適切な処理であると認識しているもの又は措置不能なもの等措置を講じないことを決定したもの

頁	区分	項目	指摘事項・意見（抜粋）	担当部署（所管課）	対応区分	措置状況・理由
107	指摘事項20	第4章 個別の市保有財産監査結果 I-2. 物権 2. 地役権 <地役権の「財産に関する調書」の記載誤りについて>	「財産に関する調書」に記載すべきでない地役権は削除すべきである。	公有財産活用室	措置済	令和2年度決算書における「財産に関する調書」から削除しました。
127	指摘事項21	第4章 個別の市保有財産監査結果 II. 物品 <物品調査のマニュアルの作成について>	物品調査においては、物品調査の実施方法、最低限確認する項目などを記載したマニュアルを作成し、各部署で実施する現物調査について、全庁統一的な方法で行うとともに、一定の水準を保つべきである。	出納室	措置済	備品調査を円滑かつ適切に行う等のため、調査の実施方法及び確認事項を定めた「備品調査マニュアル」を令和3年3月1日に庁内向けホームページに掲載し、各所属に庁内メールを発して掲載を周知しました。なお、今後の備品調査については当該マニュアルを使用します。
127	指摘事項22	第4章 個別の市保有財産監査結果 II. 物品 <物品調査の報告と取りまとめについて>	年に1度は各部署で物品の現物調査を実施し、現物調査を実施したリストを作成すべきである。また、各部署全てが漏れなく年に1度現物調査を実施したことを確認する部署（例えば監査事務局）を定め、現物調査を実施したリストは当該確認部署に提出する体制とすべきである。	出納室	措置済	令和2年11月5日から30日にかけて備品を有する所属全てに対し、備品台帳と現物の照合作業及び結果報告を依頼したところ、令和3年1月13日までに全ての所属から、適正に照合確認された報告を受けました。なお、同調査は当該年度に定期監査を受けない所属に毎年度実施します。
128	指摘事項23	第4章 個別の市保有財産監査結果 II. 物品 <現物のない物品について>	現物のない物品は、財務会計システムから削除すべきである。	スポーツ振興課、美術館、健康長寿課、児島支所総務課	措置済	所管の全備品について、備品台帳と現物の照合作業を行い、老朽化等により不用となったため、すでに廃棄した現物のない物品については、財務会計システムから削除しました。

（公表日：令和3年9月27日 通知日：令和3年9月13日 法第7号）